

平成 29 年度 12 月 韮崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 12 月 25 日 (月) 13 : 30 ~ 14 : 30

2. 開催場所 韮崎市役所 別館 201 会議室

3. 出席委員 (30 人)

農業委員

1 番 柳本 進
2 番 中村 正三
4 番 小澤 豊
5 番 岩村 栄比古
6 番 小川 龍馬
7 番 神谷 昇次
8 番 守屋 勝弥
9 番 矢巻 文司
10 番 笹本 武光
11 番 藤巻 正朝
12 番 功刀 福幸
13 番 小野 弘文
14 番 久保田 一弘
16 番 矢崎 清香
17 番 齊藤 一成
19 番 新奥 長生

農地利用最適化推進委員

1 番 瀧田 正充
2 番 渡邊 昭夫
3 番 近藤 友文
4 番 横森 一郎
5 番 欠瀬 勝男
6 番 山岸 健司
7 番 嶋津 榮男
8 番 佐藤 安茂
9 番 田邊 幸男
10 番 根岸 喜長
11 番 山本 幸治
12 番 清水 寛文
13 番 漆原 富士夫
14 番 上野 和雄

欠席委員 (1 名)

3 番 相山 泰 (農業委員)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	6 件
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による申請の承認について	1 件
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	2 件
議案第 4 号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の承認について	4 件
報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について	2 件
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	3 件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	戸島 雅美
書記次長	飯野 一伸
書記 (主幹)	梶 喜美子

6. 会議の概要

事務局次長

只今から平成 29 年度 12 月 葦崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いします。

会 長

(会長あいさつ)

事務局次長

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第 5 条により、本日の議案審議については会長が議長をとめます。議事の進行をお願いします。

議 長

本日、出席委員は 19 名中 18 名で、定足数に達しております。

次に、葦崎市農業委員会会議規則第 16 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

では、10 番 笹本委員、11 番 藤巻委員をお願いいたします。会議書記には事務局職員の飯野氏と柵氏を指名いたします。

なお、葦崎市農業委員会会議規則第 1 2 条第 2 項により農地利用最適化推進委員の出席を許可します。そして、発言についても同会議規則第 1 2 条第 3 項に基づき議長が指名することで発言してください。それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いします。

事務局長

それでは概要説明に入らせていただきます。

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	6 件	5,841 m ²
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による申請の承認について	1 件	74 m ²
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	2 件	770 m ²
議案第 4 号	経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農地 利用集積計画の承認について	4 件	8,932 m ²
報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について	2 件	20,242 m ²
報告第 2 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について	3 件	12,164 m ²

となります。

次に、会務報告ですが 1 2 月 7 日、山梨県農業会議常設常任議員会議に柳本会長、事務局飯野が出席しました。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事

務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するもの6件であります。

受付番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

受付番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

受付番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

議 長

これより質疑に入ります。質問、意見等がございますか。

（質問意見なし）

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、受付番号1番から6番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第1号、受付番号1番から6番は原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1件であります。

受付番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は旧竜岡保育園南約130mで増築部分の敷地への転用申請であります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からの報告になります。

受付番号1番について、横内委員をお願いします。

横内委員

申請地は既に住宅用地として使用されており、増築した住宅の底地が畑のままになっている状況ということですので許可相当と思います。

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号、受付番号1番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集の5ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は2件です。

受付番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は葦崎北東小東約200mで、個人住宅建設の申請です。

受付番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は4条の申請地の南隣で、個人住宅建設の申請です。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、各地区担当委員からご報告をお願いします。

受付番号1番について岩村委員をお願いします。

岩村委員

申請地の隣は、今年まで水田として使われていました。隣に柿畑がありますが差支えないということで許可相当と思います。

議 長

受付番号2番について横内委員をお願いします。

横内委員

申請地は先ほどの4条の関連で、母屋の隣に娘さんの住宅を建てるということですので許可相当と思います。

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、受付番号1番から2番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号、受付番号1番から2番については原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議 長

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を事務局より説明をお願いします。

事務局

議案集5ページをご覧ください。葦崎市農地利用集積計画の承認を求められています。新規の利用権設定が3件、再設定が1件です。

受付番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：10,000円/年、作物：水稲、期間：10年、新規設定です。

受付番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用賃借、作物：水稲、期間：10年、新規設定です。

受付番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用賃借、作物：水稲、期間：10年、新規設定です。

受付番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：40,000円/年、作物：水稲、期間：5年、再設定です。

以上の計画申請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画について」は原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局

今月の報告案件については、1号、2号がありますが、報告案件ですので一括説明いたします。

(報告第1号・報告第2号の説明)

議 長

報告案件について、事務局より説明が終わりました。
報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の議案の審議事項はすべて終了いたしました。
その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

それでは、以上をもちまして平成29年度12月葦崎市農業委員会議案審議を終了いたします。

事務局次長

功刀会長職務代理より閉会のあいさつをお願いします。

近藤委員長代理

あいさつ

事務局次長

ありがとうございました。

議事に参与した者の職、氏名

飯野 一伸 書記

梶 喜美子 書記

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

署名委員 _____

署名委員 _____